



行政財政改革推進計画

平成16年3月

熊本市



目 次

今、なぜ改革か	1
改革が目指すもの	2
改革に向けた視点	2
計画期間	3
計画全体の構成	4
実現に向けた方策	5
1 市民協働の積極的な推進	5
2 市民サービスの改革推進	8
3 組織風土の改革推進	14
4 組織機構の改革推進	17
5 公営企業の経営健全化の推進	20
6 外郭団体の改革の推進	22
財政健全化の推進	24
1 財政健全化に向けた基本的考え方	24
2 財政健全化目標値の設定	25
3 財政健全化フレームの作成	27
財政用語の説明	31
計画の進行管理	32
実施プログラム	33
アウトソーシング計画	111
外郭団体改革推進計画	123
資 料	171

今、なぜ改革か

これまでの行政改革の取り組み

本市においては、従来から市民福祉の向上や効果的・効率的な行政体制の整備を目指し行財政改革に取り組んでまいりました。平成8年9月には「熊本市行政改革大綱」を策定し、「50億円の改善」と「市民100人あたり1人の職員数」等を達成、さらに、平成12年10月には、その後の社会経済情勢の変化等を踏まえた大綱の見直しを行い、「更に、30億円の改善」と「6,500人体制の実現」を新たに目標化するなど、事務事業の見直し、組織機構の見直し、財政の健全化に取り組んできたところです。

本市を取り巻く厳しい状況

21世紀を迎え、依然として先行き不透明な経済情勢が続くなか、市税収入の伸びが見込めず、さらには、国・地方を通じた極めて厳しい財政状況を踏まえ地方交付税制度をはじめとした地方財政制度の見直しが進められているなど、将来の財源確保の見通しは極めて厳しい状況にあります。

山積する課題への対応

その一方で、少子高齢化や地方分権の本格化を踏まえ、今後、一層複雑化、高度化する政策課題や市民のニーズに的確に对应していかなければなりません。また、市民・企業などが公共の分野においても活躍の場を広げていることなどを踏まえ、市が果たすべき役割について抜本的な見直しを行うことが必要です。

新しい熊本づくりに向けて

さらに、平成24年度に迫った九州新幹線の全線開業や政令指定都市への移行を睨み、戦略的かつ重点的な「新しい熊本づくり」を展開していくことが喫緊の課題となっております。

そのため、将来の財源確保の見通しは極めて厳しい状況にある中、これまでの行財政システムを抜本的に見直し、時代の変化に迅速かつ的確に対応できるスリムで合理的な行政体制の整備、さらには、財政の健全化の実現を目指すとともに、その過程で生み出した行政資源（人員・財源）を、本市が取り組むべき政策課題や将来のまちづくりに向けた重要施策に重点的・戦略的に投入して行く必要があります。

改革が目指すもの

1 市民と協働し、市民に信頼される市政の実現

市民と行政の協働を市政運営の基本とし、市民参加の拡充や協働の仕組みづくりを進めるとともに、その基盤である情報提供・情報公開を充実し、市民に信頼される透明で開かれた市政を実現します。

2 市民志向の質の高いサービスを提供する市政の実現

「市民志向」を徹底し、市民の視点でサービスの質的な向上を図ります。また、職員の意欲・能力が最大限発揮できる環境づくり・仕組みづくりを実現します。

3 スリムで時代の変化に柔軟な行財政の実現

市民・事業者と行政の役割分担を見直し、市民ニーズや時代の変化に的確に対応した組織体制や事務事業の見直しを行い、限られた行政資源（財源・人員）を重点的に配分します。さらに、職員一人ひとりがコスト意識を明確にもち、スクラップ・アンド・ビルドや受益と負担の明確化に取り組むなど、効果的・効率的な行財政運営を実現します。

改革に向けた視点

全庁的な意識の共有化

改革に向けた職員一人ひとりの意識改革を図るとともに、各局の主体的な取り組みを推進します。

市民志向の改革

市政改革に向けた取り組みを、その検討過程も含めて明らかにするとともに、様々な機会を捉えて市民の意見を聴き、計画の推進・見直しに反映させるなど、市民志向の改革を推進します。

計画期間

平成16年度から平成20年度までの5年間を推進期間とします。

計画全体の構成

今、なぜ改革か 本市を取り巻く厳しい状況、山積する課題への対応、新しい熊本づくりに向けて

改革が目指すもの

市民と協働し、市民に信頼される市政の実現
市民志向の質の高いサービスを提供する市政の実現
スリムで時代の変化に柔軟な行財政の実現

改革に向けた視点

全庁的な意識の共有化
市民志向の改革

実現に向けた方策

市民協働の積極的な推進

～市民と行政がより良いパートナーとなり、
「新しい熊本」づくりを推進します～

- ・市民と行政の情報共有化の推進（予算編成や公共事業の採択に関する情報提供の充実など）
- ・自治基本条例の制定
- ・市民活動の促進と新たな市民参加の仕組みづくり（校区自治協議会の設置など）

市民サービスの改革推進

～市民の皆さんの視点に立ち、効率的で質の高いサービスを提供していきます～

- ・市民サービスの利便性向上（バス網の再編、窓口サービスの充実など）
- ・さくらカードなど市民サービスのあり方の見直し
- ・市立産院、市立保育所などの公共施設の見直し
- ・清掃業務などのアウトソーシングの推進

組織風土・組織機構の改革推進

～スリムで合理的な組織体制と、職員の意欲や能力が発揮される仕組みを構築します～

- ・中期定員管理計画の策定（職員212人の削減）
- ・政策推進体制の強化（経営戦略会議の設置など）
- ・組織の改革機運の醸成（行政評価制度の充実など）
- ・人材の育成と活用（勤務評定制度の改革など）
- ・ITを活用した業務改革の推進

公営企業・外郭団体の改革推進

～独立した経営体として自立できるよう、徹底した経営の健全化を図ります～

- ・公営企業ごとの経営健全化計画の策定
- ・外郭団体改革推進計画の策定
- ・市からの財政支援（繰出金、補助金等）の見直し
- ・熊本市土地開発公社の解散
- ・福祉三団体の再編・統廃合

財政健全化の推進

質の高い市民サービスを今後も持続的に提供していくため、財政の健全化を推進します。
現在、中核市のうち低位にある各種財政指標について、新たな目標値を設定します。

まちづくり戦略の展開

別途、まちづくり戦略計画を策定
「自然と調和した 市民が主役の 活気あるくまもとの実現」を基本目標として掲げます。
「良好な環境を未来へと引き継ぐまち」、「子どもたちが健やかに成長するまち」、「人々が集う元気なまち」の3つのターゲットについて、重点的・戦略的な取り組みを進めます。

実現に向けた方策

1 市民協働の積極的な推進

これまで以上に市民と行政がより良いパートナーとなり、お互いの知恵と力を出し合う市民協働のもとに「新しくまもとづくり」を推進します。

市民と行政の情報共有化の推進

【取組趣旨】

市民協働の前提である市民への説明責任を果たすとともに、市民と行政の情報の共有化を図るため、市政情報をわかりやすく、積極的に提供します。

【具体的取組】

(1) 予算編成過程の情報提供の充実

予算要求総額や事業内容を公開するなど、政策形成段階における情報提供に取り組みます。

主なスケジュール ▶ 平成 16 年度予算編成において実施

(2) 公共事業等の採択基準の明確化・公表

市民に開かれた公共事業の推進を図るため、各種公共事業等の採択基準の明確化・公表や計画策定段階からの情報提供に取り組みます。

また、(仮称)「熊本市公共事業等計画検討実施要綱」を策定し、一定規模以上の公共事業に係る事業採択について全庁的に検討し決定する仕組みづくりに取り組みます。

主なスケジュール ▶ 平成 15 年度から実施

(3) (仮称)「市民の声データベース」の構築

市民の声を市役所内部で共有化し、組織横断的な課題に対しても迅速に対応するとともに、市民ニーズを把握し政策立案への参考とするため、(仮称)「市民の声データベース」の構築に取り組みます。

主なスケジュール ▶ 平成 17 年度から運用開始

(4) (仮称)「市政情報プラザ」の開設

市政に関する各種情報を市民に積極的に提供し、市政情報の共有化を図るため、(仮称)

「市政情報プラザ」の設置に取り組みます。

主なスケジュール ▶ 平成 16 年度から開設

(5) 市政だより、市ホームページの充実

市政だよりについては、市民の視点から一層わかりやすく、親しみやすいものにするため、紙面の改編に取り組みます。

また、市ホームページについて、内容検索機能の強化やライフイベント（出産、結婚、転居等）ごとの手続きを説明するコーナーを設けるなど、市民の利便性を高めるとともに、審議会等の審議内容の掲載など、市施策に関する広報機能の充実に取り組みます。さらに、携帯サイトの開設や誰もが利用しやすいユニバーサルデザインへの対応にも取り組みます。

主なスケジュール ▶ 平成 15 年度から実施

(6) わかりやすい公文書の推進 ～お役所言葉の追放～

行政が使用している公文書については、難解外来語が多用されるなど、市民にとってはわかりにくいものが多いことから、（仮称）「わかりやすい公文書作成指針」を策定し、わかりやすい公文書の普及に取り組みます。

主なスケジュール ▶ 平成 17 年度指針策定

「自治基本条例」の策定

【取組趣旨・具体的取組】

(7) 「自治基本条例」の策定

市民との協働を前提とした行政運営の仕組みなど、これからのまちづくりの基本原則を掲げた「自治基本条例」の制定に取り組みます。

主なスケジュール ▶ 平成 16 年度中に条例案の作成

市民活動の促進と新たな市民参加の仕組みづくり

【取組趣旨】

市民の社会活動への参加意識の高まりなどを踏まえ、地域における市民活動を促進するとともに、施策の立案・実施段階における住民参加の拡充や新たな仕組みづくりを推進します。

【具体的取組】

(8) 地域コミュニティの活性化

地域の実情に応じた地域組織の連携・調整を図るため、「校区自治協議会」の設置に取り組みます。さらに、総合補助金制度の創設など地域活動に対する財政支援の見直しに併せて、文書配布事務の見直しに取り組みます。

主なスケジュール ▶ 平成 16 年度から順次実施

(9) 公共施設等の整備・管理における住民参加の仕組みづくり

公園や道路等の公共事業等の整備において、パブリックインボルブメント(PI)手法¹の積極的な活用と公共施設等の管理における里親制度²の活用拡大に取り組みます。

主なスケジュール ▶ 平成 15 年度から実施

1 パブリックインボルブメント(PI)手法
政策形成過程の透明性の確保と合意形成の効率化を図るため、施策立案や事業計画・実施等の過程に、住民・利用者を巻き込み、共に作り上げていく手法。

2 里親制度
市民が里親となり、行政との合意により、公園・道路・河川等の公共空間を「養子」とみなして、行政のサポートのもと自発的に清掃・美化活動を行う仕組み。

2 市民サービスの改革推進

行政が市民に提供しているサービスについて、その必要性、サービス水準、実施主体、利用者負担のあり方などについて検証を行うとともに、民間活力を活用しながら市民の視点に立った効率的で質の高いサービスを提供します。

市民サービスの利便性及び質的向上

【取組趣旨】

市民の利便性の向上を図るとともに、効率的で質の高いサービスを提供します。

【具体的取組】

(10) バス網の再編

熊本都市圏における交通渋滞の緩和と公共交通の利便性の確保を図るため、国・県・市・バス事業者で構成する検討会議での協議を踏まえ、バス網の再編に取り組みます。

主なスケジュール 平成 16 年度から継続的实施

(11) 窓口サービスの充実

市本庁舎の窓口業務において来庁者への積極的な対応を行う総合案内役としてのフロアマネージャーの配置やライフイベント（出産、結婚、転居等）に伴う各種届出、証明の発行業務に対応した窓口体制の整備など、市民の視点に立った窓口サービスの充実に取り組みます。

主なスケジュール 平成 16 年度から実施

(12) 電子申請の導入

国の「e-Japan重点計画」³に基づく電子政府・電子自治体に向けた取り組みに呼应し、熊本県及び県内全市町村で構成する「電子自治体共同運営協議会」（平成 15 年 10 月設立）で、インターネット等を利用して自宅や職場からオンラインで各種申請・届出を行うことができる「電子申請システム」の共同開発・運用に取り組みます。

主なスケジュール 平成 16 年 10 月から順次実施

(13) 身近なサービスを実施する「総合事務所」の検討

政令指定都市への移行を睨み、市民の身近な場所でのサービス拡充を実現するために、「総合事務所」の設置についての検討に取り組みます。

主なスケジュール 平成 15 年度から庁内検討開始

³ e-Japan重点計画
国のIT（情報通信技術）戦略本部において「世界最先端のIT国家」を目指すため策定した「e-Japan戦略」を具体化し、重点的に実施すべき施策を明らかにするため策定されたもの。

(14) コンビニエンスストアでの料金等収納

各種公共料金等の納付に係る利便性の向上を図るため、まず、水道料金について、コンビニエンスストアにおける納付方式の導入に取り組みます。

その他の公共料金等については、電算システムの変更経費や手数料の増大、あるいは収納率向上への効果など、費用対効果の面からの検証を進めながら、導入について検討していきます。

主なスケジュール ▶ 平成 16 年度から実施

(15) 中小企業向け融資制度の手続き改善

融資申し込みに関する受付窓口を取扱金融機関の本・支店に拡大し、利用者の利便性の向上や手続の迅速化に取り組みます。

主なスケジュール ▶ 平成 16 年度から順次実施

市民サービスの見直し

【取組趣旨】

市民サービスについては、その必要性、サービス水準、実施主体、利用者負担のあり方などについて抜本的な見直しを行います。

【具体的取組】

(16) さくらカードの見直し

平成 8 年 10 月から実施している熊本市優待証(さくらカード)交付事業について、プリペイドカードを用いた精算方式へ変更するとともに、利用者負担 2 割を基本とした一部受益者負担を導入します。

主なスケジュール ▶ 平成 16 年度から実施

(17) 家庭ごみの有料化

家庭ごみの減量化及び排出量に応じた費用負担の公平化、さらには、今後のごみ減量・リサイクル施策等の充実に向けた財源確保の観点などから、家庭ごみの有料化導入に取り組みます。

主なスケジュール ▶ 平成 18 年度家庭ごみ有料化の導入

(18) 各種市民サービスにおける受益者負担の見直し

サービス内容や必要なコスト、対象となる受益者の範囲、利用者が受ける便益の度合い、さらには近隣市の状況など様々な要因を考慮し、十分な業務分析や徹底したコスト削減に向けた取り組みを前提に、受益者負担の見直しに取り組みます。

主なスケジュール 平成 16 年度から実施

〔見直しを予定しているもの〕

- ・ 児童育成クラブ利用者負担金
- ・ 戸籍住民登録関係証明手数料
- ・ 市税関係証明手数料

公共施設の適正化と管理運営の見直し

【取組趣旨】

民間等における類似施設の充実、時代の変化に伴う設置目的の希薄化、さらには、管理運営費が多大な財政負担となっていることなどを踏まえ、施設設置の必要性、市民サービスの向上、運営方法の変更、運営の効率化等の観点から、抜本的な見直しを行います。

特に、公の施設については、地方自治法の改正により指定管理者制度⁴が導入され、民間企業の参入が可能となったことから、管理運営体制も含めた見直しを行います。

【具体的取組】

(19) 市立保育所の見直し

少子化の進展と女性の社会進出等を踏まえ、多様な保育ニーズに対応するため、土曜日保育などの保育サービスの充実や、保育所の民営化・統廃合など、効果的・効率的な運営体制の整備を図るとともに、地域子育て支援の中核機能の一層の充実・強化に取り組みます。

主なスケジュール 平成 19 年度から民営化の導入

(20) 市立幼稚園の見直し

少子化の進展や民間施設の充実等による入園児数の減少を踏まえ、学級編成の見直しなどに取り組みるとともに、保育との連携を図りつつ、地域における幼児教育の拠点としての機能強化に取り組みます。

さらに、将来的課題として、施設の建替え時期を踏まえた園の廃止や幼保一元化⁵の検討に取り組みます。

主なスケジュール 平成 17 年度から実施

(21) 市立産院の見直し

中長期的視点に立ち、民間医療機関等との役割分担の明確化と連携の強化を図るため、産院の産科医療機能と市民病院における高度医療機能との一体化に取り組みます。具体的には、「母と子にやさしい医療と周産期母子医療体制⁶の強化」を推進するとともに、産院が培ってきた機能を生かした、保健・福祉・医療の一体的相談支援体制の構築に取り組

⁴ 指定管理者制度

従来、出資法人等に限定されていた公の施設の管理委託制度を改め、地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」(民間企業も可)が、公の施設の管理を代行することとした制度。

⁵ 幼保一元化

就学前の幼児教育を行う幼稚園(文部科学省管轄)と、福祉施設である保育所(厚生労働省管轄)の制度と施設を一元化しようとする考え。

みます。

さらに、短期的には、現在の分娩数に見合った体制整備に取り組みます。

主なスケジュール ▶ 平成 18 年度から一体的な母子の相談支援体制構築

(22) 観光・集客施設（熊本城、動植物園）の見直し

熊本城や動植物園では、レジャーの多様化等を背景に入場者が減少傾向にあることを踏まえ、より市民に親しまれる施設を目指すとともに、効率的な管理運営を行うため、職員配置の見直しや業務の民間委託の拡大に取り組みます。

主なスケジュール ▶ 平成 16 年度から実施

(23) 市営住宅の見直し

全国の都市の中でも高水準にある管理戸数の状況、高齢者や障害者などの住宅困窮者対策、入居待機者の状況、将来の人口動向などを総合的に勘案し、管理戸数削減を踏まえた今後の整備の方針や、管理の適正化を内容とする指針の策定に取り組みます。

また、効果的・効率的な管理運営を行うため、(財)熊本市住宅協会の活用を含め、民間委託の導入に取り組みます。

主なスケジュール ▶ 平成 15 年度から現行マスタープラン見直し

(24) 事業内高等職業訓練校の見直し

熊本市事業内高等職業訓練校について、入校者の減少や校舎の老朽化などを踏まえ、抜本的な見直しに取り組みます。

主なスケジュール ▶ 平成 16 年度中に方針決定

(25) 社会教育施設の見直し

完全学校週 5 日制の本格導入により、体験学習、ボランティア活動の場として、また、生涯学習の場としての社会教育施設の役割が高まっていることを踏まえ、祝日開館など市民サービスの向上に取り組むとともに、効果的・効率的な管理運営を行うため、職員配置の見直しや業務の民間委託の拡大に取り組みます。

主なスケジュール ▶ 平成 16 年度から実施

(26) 各種会館等の見直し

民間等で同種の施設が充実するなど、時代の変遷とともに本来のニーズが薄れたものもあり、さらに、施設の管理運営費が多大な財政負担となっていること等を踏まえ、施設の廃止、利用目的、運営方法の変更、運営の効率化、勤務体制の見直しなどに取り組みます。

主なスケジュール ▶

[施設の廃止・転用] 勤労婦人センター (平成 16 年度末に廃止)

6 周産期母子医療

妊娠中から産後まで、妊婦及び新生児ケアを行うことが出来る第三次医療（特殊な診断又は治療を必要とする医療）。

	中央勤労青少年ホーム (仮称)「青少年センター」	(平成 17 年度から転用)
[機能の見直し]	五福地域開発センター	(平成 15 年度から検討)
[運営主体の見直し]	流通情報会館、くまもと工芸会館	(平成 17 年度から実施)
[舞台業務の見直し]	健軍文化ホール、総合女性センター、市民会館、国際交流会館、産業文化会館	(平成 15 年 10 月から勤務体制の見直し本格実施)

アウトソーシング⁷の推進

【取組趣旨】

行政と企業、行政と市民やNPO等との役割分担を明確にし、民間でできるものは民間に委ねることを原則に、民営化や民間委託を積極的に推進します。

【具体的取組】

(27) 清掃業務の見直し

直営で行う意義等の検証、民間委託によるコスト削減効果等の観点からの総合的な検討を踏まえ、清掃業務(ごみの収集業務、環境工場、扇田環境センターの管理運営業務等)について段階的な民間委託の導入・拡大に取り組みます。

また、蓮台寺クリーンセンターについては、平成20年度において3クリーンセンターとの業務再編及び廃止に取り組みます。

主なスケジュール ▶ 平成 17 年度から民間委託の順次実施

(28) 学校給食業務の見直し

直営で行う意義等の検証、民間委託によるコスト削減効果等の観点からの総合的な検討を踏まえ、共同調理場について民間委託をモデル的に実施し、その結果を踏まえて段階的な民間委託の導入に取り組みます。

主なスケジュール ▶ 平成 17 年度から民間委託のモデル的实施

(29) 「熊本市アウトソーシング計画」の推進(111 頁に掲載)

「市の職員が直接執行しなければならない事務」の明確化を図るとともに、「民間でできるものは民間で」を原則に、今後 5 年間の具体的な行動計画の推進に取り組みます。

主なスケジュール ▶ 平成 16 年度から順次実施

〔計画の主な対象業務〕 (*は、このプランに掲げている項目の再掲)

- ・ 清掃関係業務*
- ・ 給食調理関係業務*
- ・ 保育等関係業務*

7 アウトソーシング

広く外部の専門知識・技術や資源を有効に活用し、一定の業務を外部に委託すること。

そもそも、業務の設計・企画から業務の運営までを一括して行うことを意味するとされていたが、現在は、依頼された業務の処理を行う派遣や外注も含み、広い意味で使われる。

- 交通關係業務*
- 施設保守管理關係業務（電話交換、守衛等）
- 自動車運轉關係業務
- 道路、公園等公共施設管理關係業務

3 組織風土の改革推進

市民の視点に立った成果重視型行政の実現を目指すとともに、職員がやりがいとやる気を持って職務に精励でき、さらには、職員の意欲・能力が市民のために最大限生かされる環境づくりを推進します。

行政マネジメント・サイクルの展開による組織の改革気運の醸成

【取組趣旨】

職員一人ひとりが、PDCAのマネジメント・サイクル⁸に基づき、不断に事務事業の見直し・改善に取り組むなど、鋭敏な経営感覚と使命感を持って市政改革にチャレンジする改革気運を醸成します。

【具体的取組】

(30) 行政評価制度の充実・定着化

政策・事業の目標の達成度を測定し、課題を検証する「行政評価制度」の構築など、PDCAのマネジメント・サイクルを定着化させ、市民の視点に立った事業の改革・改善を推進するとともに、政策立案や予算・組織編成などへの積極的な活用に取り組みます。

主なスケジュール → 平成15年度から継続的实施

(31) 仕事の改革運動の全庁的展開

各組織における業務量と定員配置のミスマッチ解消や各組織の使命や目標の明確化・共有化を図るため、「業務棚卸」⁹を実施し、全庁的な組織マネジメントの仕組みを確立するとともに、目標の実現に向けた仕事の改革・改善運動の全庁的展開に取り組みます。

主なスケジュール → 平成16年度「業務棚卸」実施

(32) 「職員提案制度」の拡充

市政改革に向けた職員の意識改革と意欲的な取り組みを促すとともに、職員の斬新なアイデアを政策立案や事務改善に積極的に活用するため、「職員提案制度」の一層の拡充に取り組みます。

主なスケジュール → 平成15年度から実施

(33) オフサイトミーティング¹⁰の導入

職員一人ひとりの意識改革による市役所の組織風土の変革を目指し、職員が市長と直接対話する場である「ブラックファストミーティング」のほか、職員同士が職場での立場を離れ「気楽にまじめな話をする場」としての「オフサイトミーティング」の実施に新たに

⁸ PDCAのマネジメント・サイクル
Plan(計画) - Do(実施) - Check(評価) - Action(改善)の流れで、施策や事業を実施した結果について、事後的に評価(目標達成度の測定及び課題の検証)を行い、改善に結び付けようとする考え方。

⁹ 業務棚卸
組織の中でどのような業務が何を目的として遂行されているのかを総ざらいすることによって把握し、組織の目標等を再確認する作業。

取り組みます。

主なスケジュール

平成 16 年度から実施

人材の育成と活用

【取組趣旨】

効果的かつ効率的な行政運営に努めながら、高度化・多様化する市民ニーズに的確に応えていくためには、職員個々の資質の向上が不可欠であるため、計画的かつ体系的な人材の育成に取り組みます。

【具体的取組】

(34) 勤務評定制度の改革

職員個々の能力・実績・希望等を踏まえた、透明性・公平性が高く、職員の納得度の高い人事制度とするため、勤務評定制度を再構築するとともに、自己申告制、庁内公募制の拡充に取り組みます。

さらに、管理職昇任に際し、必要な能力・見識を総合的・客観的に評価する昇任試験制度の導入に取り組みます。

主なスケジュール

平成 16 年度課長級昇任試験制度の導入

(35) 多様な人材の育成

ジョブローテーション¹¹の拡充

多様な業務経験を通じた人材育成や職場の活性化あるいは職種間・部局間の人事交流を図るため、ジョブローテーションの拡充に取り組みます。

専門職の育成

福祉・税務・用地部門など高度な専門性が求められる業務等については、専門職としての人材育成に取り組みます。

女性職員の積極的な活用・登用

男女の区別のない職場環境の形成や女性職員の多様な分野への積極的な活用を図るとともに、勤務実績・能力に応じた管理職への積極的な登用に取り組みます。

職員研修体系の再構築

現行の研修体系を職員の人材育成の観点から再構築し、所属職員の日頃の業務を通じた人材育成を管理職の責務として明確化する人事評価制度の構築とあわせて、長期的な人材育成を主体的に行える環境づくりに取り組みます。

主なスケジュール

平成 16 年度「人材育成基本方針」改定

¹⁰ オフサイトミーティング
いつもいる場所（立場）を離れて、「気楽に何でもまじめな話ができる関係」をつくり、まじめに雑談する形式張らない会合・集会。

¹¹ ジョブローテーション
職務を定期的に変え、いろいろな分野の職務を経験させるといった人材育成の方法。

(36) 職員給与・手当等の見直し

国・民間等との均衡を踏まえた給与制度の適正化を図りながら、職員の能力・業績の適正な評価に基づいた給与制度の導入に取り組みます。

主なスケジュール ▶ 平成 15 年度から継続的实施

(37) 時間外勤務の縮減

各職場における適正な業務量の把握や人員の適正配置とともに、週間業務予定表の導入など計画的な業務管理を徹底し、時間外勤務の縮減に取り組みます。

主なスケジュール ▶ 平成 15 年度から継続的实施

4 組織機構の改革推進

複雑化・高度化する市民ニーズや社会経済情勢の変化に迅速かつ的確に対応しうるスリムで合理的な組織体制を整備するとともに、総合的・効果的な市政運営を目指し、政策推進機能の強化を図ります。

中期定員管理計画の策定

【取組趣旨・具体的取組】

(38) 中期定員管理計画の策定

国・地方を通じた厳しい財政状況、さらには、地方交付税制度の見直しなど国の構造改革の動向等を踏まえ、より簡素で効率的な行政体制を目指すとともに、まちづくり戦略計画に基づき、重点的・戦略的な行政資源（人員）の投入を図るため、中長期的な視点に立った定員管理に取り組めます。

中期定員管理計画の概要

基本的考え方

・現行革大綱の目標「6,500人」から更に5%削減した「6,175人」を、新たな職員総数の目標とし、前倒しでの削減分（113人）を除き、実質3.3%の削減を図る。

212人（6,387人<H15.5> 6,175人<H20.5>）

内訳

(1) 管理職の10%削減	50人
(2) 民間委託の推進等	120人
(3) 事務事業、組織機構の見直し等	160人
(4) まちづくり戦略の重点分野及び超勤過多職場への加配	+118人

組織体制の整備

【取組趣旨】

複雑化・高度化する市民ニーズや社会経済情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応し、限られた行政資源（人員・財源等）で最大限の効果が生み出せるよう、成果を重視した組織体制の整備を図ります。

【具体的取組】

(39) 政策推進体制の強化

市民に近い現場において、各局が主体的に政策課題へに対応することができるよう、予算、人事等に係る権限を各局へ段階的に委譲するとともに、各局主管課の機能強化に取り組みます。

また、多様化・複雑化した政策課題に対し、迅速かつ柔軟な対応を図るため、全庁的な調整を行う場として「経営戦略会議」を設置します。

主なスケジュール 平成 16 年度から実施

(40) 組織体制の見直し

意思決定の迅速化や組織の効率化を図るため、現行の局・部・課制の見直しに取り組みます。

また、課内業務の繁閑に応じた弾力的な職員配置を可能にするるとともに、組織内の意思決定の迅速化を図るため、係制を廃止しグループ制を導入するなど「組織のフラット化」¹²に取り組みます。

主なスケジュール 平成 17 年度から継続的实施

(41) 業務実態に応じた勤務体制の見直し、時差出勤の導入

市民サービスの向上や超過勤務の削減を図るため、業務実態に応じた勤務時間の弾力的運用を進めるとともに、時差出勤の導入など、新たな試みにも取り組みます。

主なスケジュール 平成 15 年 10 月から会館等における勤務体制変更

(42) 出先機関の配置・機能の見直し

市民ニーズや社会経済情勢の変化に伴う行政需要の動向等を踏まえ、効果的・効率的な組織体制の確保を前提に、出先機関の配置や業務内容の見直しに取り組みます。

主なスケジュール 平成 16 年度から一部実施

〔現在、検討中のもの（他の項目で掲げているものを除く）〕

- ・ 土木センター
- ・ 食肉センター
- ・ 消防出先機関

IT を活用した業務改革の推進

【取組趣旨】

情報収集・意思決定の迅速化や効率的な業務処理体制の構築を目指し、IT を活用した業務改革を推進するとともに、IT 化に伴う費用対効果の明確化・公表に取り組みます。

¹² 組織のフラット化
従来のピラミッド型組織（高階層組織）がうまく機能できなくなってきた中で、意思決定の迅速化や部局間の円滑な連携を図るため、組織の階層を少なくすること。

【具体的取組】

(43) ITを活用した業務改革の推進

平成15年4月に策定した「第二次熊本市情報化実施計画（電子自治体の実現に向けて）」に基づき、費用対効果の検証のもと、各種情報化施策の推進に取り組みます。

特に、庶務事務をはじめとする内部管理事務について、各種情報化の推進に合わせて組織体制の合理化・効率化に取り組みます。

主なスケジュール

- ・戸籍情報システム (平成16年度稼働)
- ・公共事業支援情報統合システム（電子入札システム） (平成16年度実証実験)
- ・市税総合システム (平成15年度一部稼働)
- ・財務情報システム (平成15年度一部稼働)
- ・総合文書管理システム (平成16年度稼働)
- ・職員情報システム (平成16年度一部稼働)

的確な事務執行に向けた仕組みづくり

【取組趣旨】

多様化・複雑化した政策課題に的確に対応可能なシステムづくりを推進します。

【具体的取組】

(44) 事務執行におけるチェック機能の強化

市民に信頼される行政運営を実現するためには、ミスのない的確な事務執行体制の確立がこれまで以上に求められることから、引き続き全庁的にその総点検に取り組み、事務処理におけるチェック機能の強化に取り組みます。

主なスケジュール 平成15年度から継続的实施

(45) 入札・契約制度の改革

全庁的に統一された基準により業務処理を行い、契約事務の透明性、公正性及び競争性の推進を図るため契約窓口の一元化に取り組みます。

また、入札制度改善(工事希望型指名競争入札等の適用範囲拡大)を推進するにあたり、郵便入札制度を拡充するとともに、入札契約事務を適正に実施するため電子入札システムへの移行に取り組みます。

主なスケジュール 平成17年度契約窓口一元化

5 公営企業の経営健全化の推進

企業会計等においては、独立採算の原則に立ち、受益者が負担する使用料等で賄うべき経費と税で賄うべき経費（一般会計からの繰り出しなど）との基準を明確にし、定員管理の適正化、アウトソーシングの推進、受益者負担の適正化など経営健全化を推進します。

また、病院事業や交通事業など、民間で対応可能な事業については、官民の役割分担の観点から抜本的な見直しを図ります。

【具体的取組】

(46) 病院事業の経営健全化の推進

市民病院については、民間医療機関等との役割分担の明確化を前提に自治体病院としての今後のあり方を検証し、診療科目の見直しに取り組みます。

併せて、自立した経営体制の確立を目指し、地方公営企業法の一部適用から全部適用¹³への移行に取り組むとともに、単年度収支の均衡を図るため、現行の経営改善計画を見直し、収支均衡を目指した新たな改善策に取り組みます（組織・人員配置の見直し、時差出勤の導入等勤務体制の見直し、救急医療を核とした効率的な病床利用、院外処方¹³の推進、民間委託の推進など）。

さらに、子育て支援機能の充実強化を図るため、総合周産期母子医療センターの指定を目指すとともに、産院機能を取り入れた総合周産期母子医療体制の整備に取り組みます。

主なスケジュール → 平成 17 年度経営改善計画の改定

(47) 交通事業の経営健全化の推進

電車事業を基幹交通として位置付け、バス事業については路線調整によるバス網の再編に取り組みます。

第 2 次経営健全化計画を着実に推進し、運営コストの削減や収入の確保など、さらなる収支改善策を実施し、できる限り早期に単年度収支の均衡を達成するとともに、累積欠損金の解消に取り組みます。

主なスケジュール → 第 2 次経営健全化計画の順次実施

(48) 水道事業の経営健全化の推進

水道事業の健全経営を目指し、第二次経営改善計画（15～17年度）に掲げている、事務事業の簡素・効率化、定員の適正化、人事管理制度の見直し、市民サービスの向上を四つの柱とする、21の実施項目の着実な推進を図るとともに、次期経営改善計画の策定に取り組みます。

主なスケジュール → 経営改善計画の順次実施

13 地方公営企業法の全部適用
地方公共団体の経営する公営事業について、財務に関する規定の適用（一部適用）に加えて、組織に関する規定（管理者の設置）及び職員の身分取扱いに関する規定（地方公営企業労働関係法）についても適用すること。

(49) 下水道事業の経営健全化の推進

平成18年度の公営企業会計への移行に向けて、公共下水道整備計画の抜本的な見直しや中・長期経営計画を策定し、経営の健全化に取り組みます。

また、一般会計の財政支援のルールの明確化と併せて、組織機構・定員配置の見直しや処理場・ポンプ場における民間委託の拡大など、コスト削減に取り組みます。

主なスケジュール

平成16年度中・長期経営計画の策定

6 外郭団体の改革の推進

外郭団体について、団体の目的、事業内容、果たしている役割、職員の状況等を点検し、社会経済情勢の変化等により必要性が薄れているものについては整理統合を進めます。

また、引き続き存続する団体においては、運営に対する市の関与を縮減し、自立を促すとともに、団体が自律的・主体的運営に取り組むことができるような環境を整備します。

外郭団体の整理統合

【取組趣旨】

設立目的が一定程度達成された団体、社会経済情勢の変化により存在意義が薄れている団体、他の団体と業務が類似・競合している団体については、整理統合を行います。

【具体的取組】

(50) 「熊本市外郭団体改革推進計画」の推進（123頁に掲載）

団体の整理統合、 自立的運営の推進（市の関与の見直し、活性化に向けた環境整備）を基本とする「熊本市外郭団体改革推進計画」を策定し、毎年度、計画の進行管理に取り組みます。

主なスケジュール ▶ 平成16年度から順次実施

(51) 熊本市土地開発公社の解散

近年の土地価格の下落に伴い、公共用地の先行取得の必要性が薄らぐ中で、平成13年度以降用地取得の実績もないことから、現在保有地の市への売却が完了する平成16年度内の解散に取り組みます。

主なスケジュール ▶ 平成16年度中に廃止

(52) 福祉三団体の再編・統廃合

一部業務が競合・重複する「福祉三団体」（社会福祉協議会、社会福祉事業団、福祉公社）について、以下の方向で整理再編に取り組みます。

社会福祉協議会は、地域福祉の中核としての機能を更に強化するとともに事務の効率化を図った上で存続

福祉公社は廃止し、社会福祉事業団を施設事業部（公設福祉施設の管理）と在宅事業部（介護サービス等）に再編

主なスケジュール ▶ 平成17年度中に再編

(53)(株)サンシティの解散に向けた協議

「ふるさと21健康長寿のまちづくり」を民間主導で実現するため、平成5年に設立された第三セクターですが、その後、計画内容を民間事業者が先行的に進めていることにより、会社の役割や事業目的がなくなったことから、平成16年度内の解散に向け他の株主との協議に取り組みます。

主なスケジュール 平成15年度から実施

(54)(財)熊本地下水基金の見直し

これまで、財団を活用し、熊本地域全体の地下水保全策に取り組んできましたが、一般会計との役割分担や将来の財源確保などの課題も多いことから、今後、財団の意義及び財源確保のあり方等についての検討に取り組みます。

主なスケジュール 平成16年度以降継続的検討

外郭団体の自立的運営の推進

【取組趣旨】

今後も引き続き存続する団体については、市の関与（財政・人的支援）を縮減し、団体の自立を促進します。

また、団体自らが経営目標を明確にしつつ事業の効率化や運営の適正化・活性化を主体的に行うとともに、経営目標に即した自律的な運営ができるような環境を整備します。

【具体的取組】

(55) 外郭団体に対する市の関与の見直し

財政支援、人的支援など団体運営に対する市の関与を縮減し、自立を促すとともに、市からの業務委託については、その必要性、範囲、契約のあり方などについて見直しに取り組みます。特に、公の施設の管理運営については、地方自治法の改正により指定管理者制度が導入された（民間企業の参入含む）ことから、抜本的な見直しに取り組みます。

主なスケジュール 平成15年度から継続的实施

(56) 外郭団体の活性化に向けた取り組み

団体自らが経営目標を明確にし、事業の効率化や運営の適正化・活性化に向け、主体的な取り組みを進めるとともに、市としても、団体が経営努力を最大限発揮し、自律的な運営を行うことができるような環境整備に取り組みます。

主なスケジュール 平成15年度から継続的实施

1 財政健全化に向けた基本的考え方

本市の財政状況は非常に厳しい状況にあります。

本市はこれまで、道路、公園などの社会資本の整備を積極的に進めてきました。特に、バブル経済崩壊後の数次にわたる国の経済対策への対応や、くまもと未来国体に向けた対応など、公共投資に積極的に取り組み、その財源として市債¹⁴を活用したことに加え、公共用地の先行取得を行ってきた熊本市開発公社の清算（平成7年度）に伴い多額の市債を発行するなどの事情も重なり、市債残高の増大を招きました。一方、景気の状態は長期にわたり低迷が続き、基幹財源である市税、地方交付税は伸び悩み、これらの結果として義務的経費の額・比率とも増嵩することとなり、公債費比率¹⁵、経常収支比率¹⁶等、財政指標の水準の低下に見られるように、財政の硬直性が高まりました。

具体的に各種の財政指標について人口40万人以上の中核市17都市と比較してみると、例えば公債費比率では21.6%と1番高く、市債残高は3,049億円（1人あたり46万5千円）で16番目という極めて悪い状況にあります。市債残高を10年前（平成5年度）の2,169億円と比較すると1.4倍に伸びていますが、この間、市税は772億円（平成5年度）から848億円と1.1倍しか伸びておらず、そのため公債費比率は17.1%（平成5年度）から4.5ポイント上昇し、一般的に赤信号といわれる20%を超える状況が続いているほか、財政調整基金¹⁷の残高などについても中核市の中で低位にあります。

厳しい経済環境のもと、今後も本市の基幹財源である市税収入に伸びが見込めないことに加え、地方交付税¹⁸の縮減の動き等を考慮すると、財源確保の見通しは極めて厳しく、歳出全般にわたり厳しい見直しを行っていかなければ収支の均衡、あるいは財政指標の改善が図れない状況にあります。

そのような中、昨年末に国の「三位一体」改革などを受けて出された平成16年度地方財政対策の概要では、国庫補助負担金の改革やそれに伴う税源の移譲、また地方歳出の見直しに伴い、地方交付税や臨時財政対策債¹⁹の大幅な削減措置（実質約12%の削減）が講じられるなど、今後の地方財政運営について非常に厳しい方向が示されました。

したがって、平成10年から策定しております中期財政計画をより厳しく見直し、行政改革の取り組みと一体となり、既存事業の見直しや事務事業の効率化、受益者負担の見直しなどを強力に進め、平成20年度までの推進期間における新たな数値目標を明確に設定し、財政の健全化を推し進めます。

そして、そこで生み出した財源を、本市独自のまちづくり戦略計画の実現に重点的・集中的に投入し、新しい熊本づくりを展開します。

2 財政健全化目標値の設定

公債費比率・市債残高等の各種財政指標について目標値を設定し、その改善・健全化に取り組めます。

【具体的取組】

(57) 各種財政指標の改善

現在、本市の財政状況は中核市の中でも低位に位置しています。そこで、公債費比率等各種財政指標について、当面の目標として、平成20年度までに人口40万人以上の中核市の中位となるよう改善・健全化を図ります。

中間報告では、これまでの制度を前提として平成14年度決算における中核市の平均を目指すということで目標値を掲げていました。しかし、平成16年度の地方財政計画の中で地方交付税・臨時財政対策債が合わせて約12%マイナスという本市のみならず各地方自治体の財政状況にも大きな影響を与える内容が示されたことで、改めて目標値を設定しました。今後、この行財政改革を実行し、下記の目標値を実現できるよう健全な財政運営に努めます。

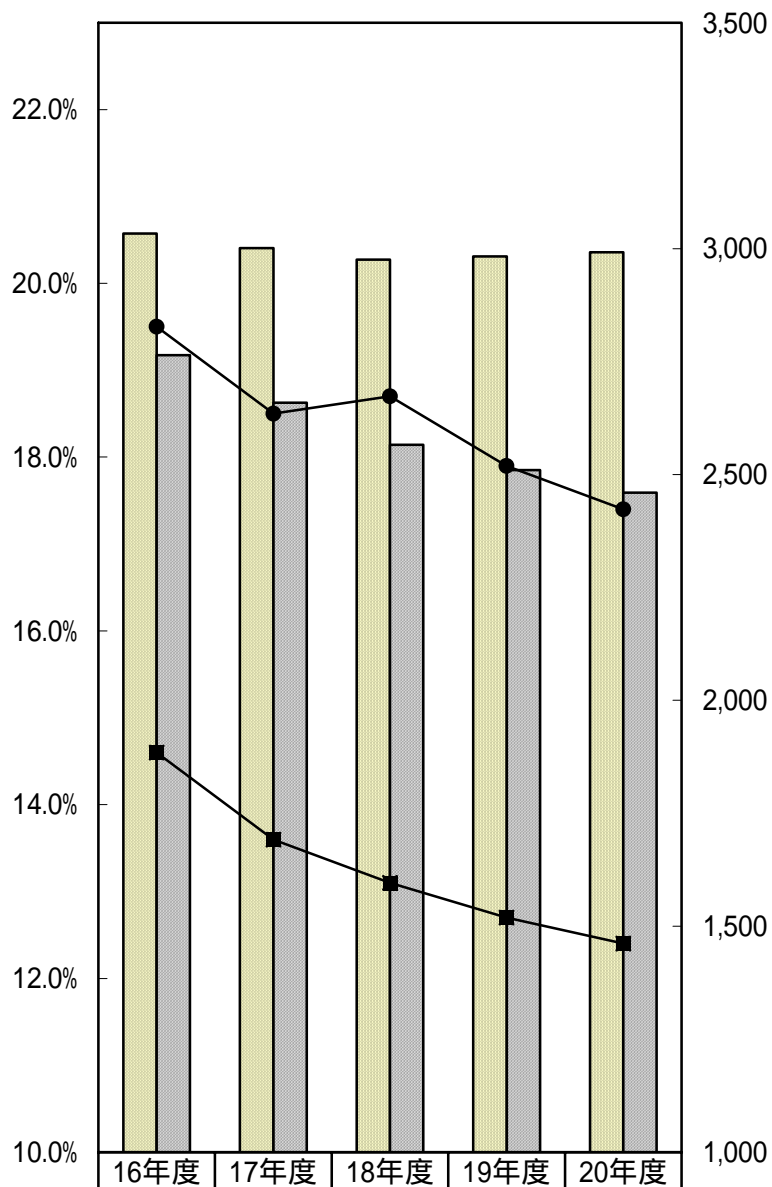
(各種財政指標の目標値)

	熊本市		中核市平均 (17市)
	14年度決算	20年度目標値	14年度決算
公債費比率	21.6	17%台前半	16.3
起債制限比率 ²⁰	16.7	12%台前半	11.4
経常収支比率	85.7	現状を維持	83.4
財政調整基金現在高	69億円	100億円	75億円
" (1人あたり)	10,556円	15,000円台	15,501円
市債残高	2,957億円	2,400億円台	2,004億円
" (1人あたり)	450,727円	40万円未満へ	399,139円

市債残高は普通会計ベースで臨時財政対策債除く

地方債残高等見込み(普通会計)

億円



地方債現在高	3,033	3,001	2,976	2,983	2,992
臨時財政対策債除く	2,764	2,659	2,566	2,510	2,460
公債費比率	19.5%	18.5%	18.7%	17.9%	17.4%
起債制限比率	14.6%	13.6%	13.1%	12.7%	12.4%

3 財政健全化フレームの作成

市税、地方交付税について、経済情勢や国の動きを踏まえ、厳しく見積もり、これを前提に、財政健全化指標の実現に向け、個別の行政改革の取り組みや自主財源確保策を盛り込むとともに、まちづくり戦略計画を踏まえた平成20年度までの投資規模を想定し、今後の財政運営の指針となる財政健全化フレームを下記のとおり作成しました。

(歳入) **熊本市財政の中期見通し** (単位:億円、%)

項目	当初	17年度	伸率	18年度	伸率	19年度	伸率	20年度	伸率
	16年度								
市税	815	824	1.1	827	0.4	828	0.1	829	0.1
地方交付税	367	367	0.0	367	0.0	367	0.0	367	0.0
市債	227	230	1.3	240	4.4	250	4.2	239	4.4
その他	692	683	1.3	689	0.9	691	0.3	696	0.7
計(A)	2,101	2,104	0.1	2,123	0.9	2,136	0.6	2,131	0.2

(歳出)

項目	当初	17年度	伸率	18年度	伸率	19年度	伸率	20年度	伸率
	16年度								
義務的経費	1,222	1,216	0.5	1,241	2.1	1,259	1.5	1,270	0.9
人件費	438	429	2.1	436	1.6	451	3.4	451	0.0
扶助費	444	455	2.5	466	2.4	476	2.2	487	2.3
公債費	340	332	2.4	339	2.1	332	2.1	332	0.0
投資的経費	271	290	7.0	290	0.0	290	0.0	280	3.5
その他の経費	608	598	1.6	592	1.0	587	0.8	581	1.0
計(B)	2,101	2,104	0.1	2,123	0.9	2,136	0.6	2,131	0.2

収支 (A)-(B)	0	0	0	0	0
---------------	---	---	---	---	---

*平成16年度当初は減税補てん債の借換を除く

財政 指標	公債費比率	19.5	18.5	18.7	17.9	17.4
	起債制限比率	14.6	13.6	13.1	12.7	12.4
	市債残高	2,764	2,659	2,566	2,510	2,460

*市債残高は普通会計ベースで臨時財政対策債除く

この財政の中期見通しは、「行政改革推進計画」の実行により生み出される財源及び「まちづくり戦略計画」に掲げる重点分野への財源投入を取り入れたところで作成しています。それぞれの額については下記に示していますが、「行政改革推進計画財源増加額」は生み出される財源の見込み額を、「まちづくり戦略計画投入額」はまちづくり戦略関係の総事業予定額を記載しています。また、「新規・拡充事業等への投入額」はこの5年間で新たに始める事業や、拡充する事業へ投入する一般財源(国等からの補助金、起債などを除いた市独自の財源)額を示しています。

行政改革推進計画財源増加額	16	23	26	32	41
---------------	----	----	----	----	----

まちづくり戦略計画投入額	293	322	333	358	324
うち新規・拡充事業等への投入額 (一般財源)	14	23	28	36	34

熊本市財政の中期見通し作成要領

平成16年度予算における制度・施策等を基本として、制度改革が確実に見込まれるものは反映するとともに、過去の決算状況等を参考に項目別に積み上げ、行財政改革推進計画やまちづくり戦略計画との整合性を勘案して、一般会計ベースの推計を行った。

歳入・歳出項目別試算の前提条件

1 歳入

(1) 市税

現下の厳しい経済情勢を考慮し、調定額の伸率は0%で設定している。ただし、確定している制度改革は反映し、徴収率は財政健全化計画で定める目標値で設定している。

(2) 地方交付税

厳しい地方財政計画を考慮し、伸び率0%として想定した。

(3) 市債

極力、発行額を抑制することとし、適債事業に現行の充当率を当てはめて推計した。臨時財政対策債については、平成16年度の金額で据置。

(4) その他

国・県支出金

過去の伸び率を勘案しつつ、主たる項目については、それぞれの歳出に現行の補助率を当てはめて推計した。

使用料及び手数料

過去の伸び率を勘案しつつ、財政健全化計画で見込まれる増収額を反映し推計した。

繰入金

財政調整基金の取り崩しは行わないこととした。

諸収入

過去の伸び率等を勘案して推計した。

2 歳出

(1) 人件費

行財政改革推進計画で予定している職員数の減やまちづくり戦略計画における重点配分等を考慮している。これに退職手当の所要額等を勘案して推計した。

(2) 扶助費

生活保護費、保育所運営費等項目別に過去の推移等を勘案して推計した。

(3) 公債費

過去の発行分については償還計画により、今後の発行分については理論計算により推計した。

(4) 投資的経費

普通建設事業については、国の補助制度を積極的に活用し、個別事業の実施計画と今後の収支見通しを勘案して推計した。

(5) その他の経費

過去の推移等を勘案して推計した。

今後は、この進捗状況等の情報を積極的に公開するとともに、予算制度の改革に取り組み、予算編成過程の透明化や、執行段階でのコスト意識の向上に努めます。

【具体的取組】

(58) 予算編成手法の見直し

予算編成過程の透明性の向上を図るため、各局ごとの要求総額や事業要求状況等の情報公開に取り組みます。

また、担当部局の創意工夫を予算編成に活用するため、現在経常的経費の一部で導入している枠配分方式を政策的経費についても段階的に拡充するとともに、効果的な予算執行と予算節減に向けた意識改革を図るため、内部努力により生じた節減予算を次年度に配分するなど、予算編成の新たな仕組みづくりに取り組みます。

主なスケジュール ▶ 平成 16 年度から実施

(59) 税収等の確保、貸付金の回収

市税・国保料・住宅使用料・保育料等について、負担の公平化と財源の確保を図るため、徴収率向上の目標値を設定しその達成に取り組みます。

主なスケジュール ▶ 平成 16 年度から継続的实施

各種市民サービスにおける受益者負担の見直し【(18)の再掲】

サービス内容や必要なコスト、対象となる受益者の範囲、利用者が受ける便益の度合い、さらには近隣市の状況など様々な要因を考慮し、十分な業務分析や徹底したコスト削減に向けた取り組みを前提に、受益者負担の見直しに取り組みます。

主なスケジュール ▶ 平成 16 年度から実施

(60) 補助金の見直し

運営費補助については、その必要性和効果について個々具体的に精査を行い、当面平成 16 年度から 18 年度までの 3 年間において、総額の少なくとも 1 割削減を目標として定め、その見直しに取り組みます。また、事業費補助についても、その効果等について検証し補助制度ごとの見直しに取り組みます。

主なスケジュール ▶ 平成 15 年度から継続的实施

(61) 未利用地の活用

未利用土地について、積極的な情報提供を行うことにより市全体で利活用を図るとともに、利活用の予定がない土地については、公売等により処分し、管理経費の軽減に取り組みます。

主なスケジュール ▶ 平成 15 年度から継続的实施

(62) 経常的な事務経費の削減

平成9年度より経常的経費の一部に枠配分方式を導入し、その縮減に努めてまいりましたが、今後とも同方式による削減を進めるとともに、事業の廃止等も含め、一層の節減に取り組めます。

主なスケジュール ▶ 平成15年度から継続的实施

(63) 特別会計の経営健全化

特別会計については、特定の目的のための経費を特定の収入をもって充てるという原則に鑑み、歳入の確保に努めるとともに事業の適正化を行うことにより、一般会計から特別会計への繰出金の縮減に取り組めます。

主なスケジュール ▶ 平成15年度から継続的实施

(64) 事務事業のスクラップ

すべての事務事業について、市民ニーズや社会経済情勢の変化等を踏まえた見直しを行い、不用・不急なものについては廃止・縮減に取り組めます。

主なスケジュール ▶ 平成15年度から継続的实施

財政用語の説明

市債（ 14 ）

建設事業等の資金調達のための借り入れで、その返済が一会計年度を越えて行われるもの。

公債費比率（ 15 ）

公債費（市債の元利償還額）に充てられた一般財源等の、標準財政規模に対する割合。15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。

経常収支比率（ 16 ）

経常的経費に充当された一般財源等の比率で、財政構造の弾力性を判断するための指標。これが80%を超えると、財政構造は弾力性を失いつつあると考えられている。

財政調整基金（ 17 ）

財源に余裕のある年度に積立を行い、予期しえない収入減や不時の支出増に備えることで、年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

地方交付税（ 18 ）

地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準で行政事務を遂行できるよう、財源の不均衡を是正するための中心的な制度で、地方公共団体の税収等に応じて一定の基準により交付される「普通地方交付税」と、普通地方交付税の算定に反映することができなかった、具体的な事情を考慮して交付される「特別地方交付税」の総称。

臨時財政対策債（ 19 ）

交付税特別会計の借入金縮減の影響による普通交付税の減少額を補てんするもの。その償還は後年度100%交付税措置される。

起債制限比率（ 20 ）

公債費比率の算定から、地方交付税により手当された公債費（市債の元利償還額）分を調整した割合。この比率が20%を超えると、一部の市債の借り入れが制限される。

一般財源

市税・地方交付税など、用途が特定されない財源。特定事業に用途が限定される国庫補助金等の「特定財源」と区分して用いられる。

経常的経費

人件費・公債費（市債の元利償還額）など、毎年継続的に支出される経費。建設事業費や災害復旧費など、単年度または短期間の年度に限って支出される「臨時的経費」と区分して用いられる。

標準財政規模

市に見込まれる市税収入（標準税収入額）と普通地方交付税等の合計で、一般財源の標準的な規模とされるもの。

計画の進行管理

計画の着実な推進と見直し

この「行財政改革推進計画」においては、現在の本市の極めて厳しい財政状況及び将来の財源確保の見通しなどを踏まえ、スリムで合理的な行政体制の実現、さらには財政の健全化を目指し、改革に向けた基本的な考え方や今後5年間（平成16～20年度）に取り組むべき具体的な方策を掲げています。

しかしながら、このほど発表された平成16年度の地方財政対策においては、市町村税が前年比 0.6%、地方交付税（臨時財政対策債含む）が 12%となる中、地方財政計画総額も前年比 1.8%と3年連続のマイナスとなっております。また、来年度以降も引き続き国庫補助負担金や地方交付税制度の見直しが検討されているなど、地方財政制度改革は私たちの予想を超えたスピードと規模で進められており、今後の財源確保の見直しは一層不透明さを増しております。

そのため、本計画に掲げた取組項目の着実な推進はもとより、できる限り前倒しでの実施に努めるとともに、国の「三位一体」改革の進展をはじめとする社会経済情勢の動向を踏まえ、毎年度、計画の見直しを行うこととします。

具体的手法

(1) 市政改革本部の定期的開催

「熊本市市政改革本部」（本部長：市長）を計画の推進主体として定期的を開催し、全庁一丸となって計画の着実な推進や見直しに取り組んでまいります。

(2) 外部委員会への報告

計画の推進状況について、有識者・市民等で構成する外部委員会に適宜報告するとともに、委員会で頂いたご意見等を計画の推進・見直しに反映させてまいります。

(3) 市民への説明

計画の推進状況やその効果等については、行政評価等の取り組みとの整合を図りつつ、決算状況の公表と併せて取りまとめ、公表します。

毎年度の実施計画については、予算・組織編成過程における徹底した見直しも踏まえ、次年度の当初予算等と併せて取りまとめ、公表します。

このように、計画の推進状況等について、市民の皆様にはわかりやすい形で公表・説明してまいります。